東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)新旧対照表(抄)

改正案											
目次 (現行のとおり)	四										
第一条から第二十条まで (現行のとおり)	第一条から第二十条まで (略)										
為) (野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行	為) (野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行										
第二十一条 (現行のとおり)	無川十一条 (器)										
一 (現行のとおり)	(資)										
イ (現行のとおり)	~ (~)										
海岸保全施設 (樹林を除く。)」ロ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号) 第二条第一項に規定する	岸保全施設ロ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号) 第二条第一項に規定する海										
く (現行のとおり)	() () () ()										
ニ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第三条第二項に規定	ニ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第三条第二項に規定す										
する河川管理施設(樹林帯を除く。)	る河川管理施設										
ホからチまで (現行のとおり)	 										
こから四まで (現行のとおり)	ニがら回まで (略)										
第二十二条から第三十一条まで (現行のとおり)	第二十二条から第三十一条まで (略)										
(特別地区内等の行為の許可基準)	(特別地区内等の行為の許可基準)										
第三十二条 (現行のとおり)	無川十川《 (智)										
一(現行のとおり)	(2)										
イ及びロ (現行のとおり)	/皮びロ (略)										
(見行のとおり)	(()										

- □ (関行のとおり)
- 設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施口、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設(樹林を除く。)
- (現行のとおり)
- する水路又はこれらを管理するための施設 (樹林帯を除く。)回 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供

沢から河まで (現行のとおり)

ニからホまで(現行のとおり)

二から四まで (現行のとおり)

第三十四条から第四十二条まで (現行のとおり)

(捕獲等の禁止の適用除外)

は、次に掲げるとおりとする。 第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由

一から三まで(現行のとおり)

四 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

- く 次に掲げる行為に伴って 捕獲等をする場合
- ① (現行のとおり)
- 海岸保全施設<u>(樹林を除く。)</u>に関する工事を行うこと。 <u>係る管理を除く。)</u>を行い、又は同法第二条第一項に規定する ② 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理<u>(樹林に</u>

(泰)

浸入又は海水による浸食を防止するための施設団 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設その他の海水の

(盤)

る水路又はこれらを管理するための施設 回 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供す

形から 元まで (略)

こからたまで (略)

ニから回まで (略)

第三十四条から第四十二条まで (略)

(捕獲等の禁止の適用除外)

は、汝に掲げるとおりとする。 第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由

一から三まで (略)

回 (盤)

イ及びロ (略)

く 次に掲げるものを行うために伴って 精錬等をする場合

(盤)

行うこと。 又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を ② 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、

- ③ (関行のとおり)
- と。 条に規定する河川工事<u>(樹林帯に係る工事を除く。)</u>を行うこ 係る管理を除く。) を行い、又は当該区域内において同法第八 回 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理<u>(樹林帯に</u>

⑤から⊗まで (現行のとおり)

- こ(現行のとおり)
 - 三 (駅行のかおり)
 - の工事を行うこと。 て同法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。) 図 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域におい

ホ及びへ (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

第四十四条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (現行のとおり)

一(現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

とであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないものを改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良するこハ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)

ニからツまで(現行のとおり)

원 (容)

と。当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこは、河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は

らから図まで (略)

い (盤)

(路)

同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。② 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において

ホ及びへ (略)

円 (盤)

第四十四条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (略)

(盤)

イ及びロ (略)

現状に著しい変更を及ぼさないものは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しく

こからツまで (略)

ニから十二まで (現行のとおり)

第四十九条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (現行のとおり)

征机

定するものをいう。 一項第一号に規定するものをいい、建築面積とは<u>同項第二号</u>に規談施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは同令第二条第一 敷地とは建築基準法施行令第一条第一号に規定するもの及び当

ニから三まで (現行のとおり)

別表第三から別表第五まで (現行のとおり)

第一号様式(現行のとおり)

第二号様式

	本 月 日 珍属け出ます。			ě	ī		名称及び代表者氏名)	英雄 日 記録 単線			使温明医束 E	(美さ (単)		.5= F.	#	*	*	*	#	TH.	H	TI	H	'n	Ti Ti	□建築物上から地上部へ □地上的から建築物上へ	禁化 ≠ ®=∅/ੲ	%		**)、華七軒宣聚返因、	(日本工業規格A列4番)
	とおり操化計算権						所在地、	П		- 本番	可能能分)	ı	O PH	緑化蒸積を確保す	纸木	*	*	*						©+©-®	@+@-@	数本 口業数 線所 口地上	2及8合計	H		変 (
無	定により上下配の		F	逝 4	2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	2 年日	(法人にあっては、			林地管理者	原上高値 (和)	Ш.	=A+B	⑦≧Dとなるように縁化原物を確保する	+ +	*	*	*	(幸宏等)	'n	'n	'n	H	71	ור	M M M M	*	9)、器化計算平函 覧表 (別版) を部件	
禄 化 計	814条第1項の裁		[林康林]		E 6	ē					新新田僚	ι⊢	ů	<u> (a</u> ≥B. (8≥C. (3	第 本	*	*	*	緑化面積 (芝					8	8	操化が困難な理由	海秦縣	ロベラングロ機関	В	受付年月		及び方位を示すもの 面以上)、樹木等一	
	キー 月 コード・ 日本の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年	益									% #38###	日本		縁化計劃の策定に当たっては、①≧A、	緑化函镬 (樹木)	TH .	²⁰	ш Ф	緑化兩镬 (樹木)	°E	\setminus	H	Ħ	î O	@+O-@	事業物上 (又は地上的) 操化が	地上野	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	年月 年	黄件棒件。		米卓林の政権に対入したいと、 作品質(作品をおける機能が対象を受けています。 代の指導が対象を対象のは、他のに対し、非本権・関係(分割)を終わてした。 発表しては、第本権・国際(の第2)、非本権・関係(分割)を終わてした。	
1 10 1 10 1 10 1 10 1 10 10 10 10 10 10	東京における自然の	東京都知事	(代理人) ▼		E 4000	The second secon	4 7 4	行為の名称	2 年 2	施設の機能	サマナガル	業権と数の報信書		◎ 緑化計画の策2	地上部	既存樹木	植製樹木	#	建築物上	爾山	製	ベランが等	(RB)	#	40	条化法律	1 1	新 斯 斯 斯 斯 斯 斯	0 沿十十年		※令付処理権	編本 1 ※安什名 2 会職国(第代函数等)	

ニから十二まで (略)

第四十九条から第六十九条まで (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

羅教

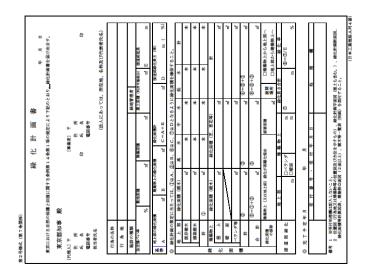
定するものをいう。第一号に規定するものをいい、建築面積とは同今第一項第二号に規施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは同今第二条第一項一 敷地とは建築基準法施行令第一条第一号に規定するもの及び当該

こからこまで (略)

別表第三から別表第五まで (略)

第一号様式 (略)

第二号様式



(日本工業規格A列4番)

紙

第三号様式 第三号様式 [本集者] 〒 田 所 印 氏 名 電話者号 (法人にあっては、戸 #10 铌 1 ※乗付高機能配入しないこと。 2 移化光丁の状況を示す平面図、写真等を能付すること。 3 接化の完丁内容が計画と異なった場合は、完丁内容につ 右 咒 徽 和 受付処理機は、記入しないこと。 縁化光了の状況を示す平面図、写真等を禁付すること。 藁 綠 化 面 糠 第四号様式から第二十五号様式まで (現行のとおり) 第四号様式から第二十五号様式まで (盤)